

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

H29.4.1 現在

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慧光会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等は支給しないものとする。

- (1) 常勤の理事・報酬（賞与、退職慰労金）

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬とうの区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額（※支給する場合）

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、該当各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規定第7条の規定に準じて支給）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する

3 常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給を基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 593,500円
理事	月額 556,900円

- ・常勤の理事の報酬月額は、別表の俸給表のとおりとする。

別表第2（常勤の理事の給与）

6月の賞与	報酬月額×1.9か月分
12月の賞与	報酬月額×2.3か月分